



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

| 令和5年9月26日(火)岐阜県発表資料 |         |       |                  |
|---------------------|---------|-------|------------------|
| 担当課                 | 担当係     | 担当者   | 電話番号             |
| 県民生活課               | 消費生活安全係 | 古川 有里 | 内線 3017          |
|                     |         |       | 直通 058-272-8204  |
|                     |         |       | FAX 058-278-2889 |

## 岐阜県消費生活安定審議会委員の公募について

県では、県民の消費生活の安定及び向上を図るための重要な事項を調査審議するため、岐阜県消費生活条例に基づき「岐阜県消費生活安定審議会」を設置しています。

このたび、県民の皆様からのご意見を消費生活施策に反映するため、下記のとおり岐阜県消費生活安定審議会の委員を公募します。

### 記

- 1 募集人員** 1名
- 2 応募資格** 委員に応募される方は、次に記載するすべての条件を満たす必要があります。
  - (1) 令和5年4月1日現在で満18歳以上であること
  - (2) 県内に居住、通勤、通学する者であること
  - (3) 高校生、国、地方公共団体の議員、常勤の公務員でないこと
- 3 委員の任期** 任命の日(令和6年1月1日予定)から2年間
- 4 委員の任務等**
  - ・年2～3回開催される審議会に出席し、意見を述べていただきます。  
<審議会における最近の議題> 岐阜県消費者施策実施状況報告
  - ・会議は平日に对面(岐阜県庁等)またはオンラインにて開催します。  
<所要時間> 2時間程度
  - ・出席された委員には、県の規定に基づき報酬及び旅費をお支払いします。
- 5 応募期間** 令和5年9月27日(水)から10月30日(月)(必着)
- 6 応募方法等** 応募方法や選考方法等は、別添「『岐阜県消費生活安定審議会』委員の公募のお知らせ」をご覧ください。
- 7 問合せ先** 〒500-8570  
岐阜市藪田南2丁目1番1号  
岐阜県環境生活部県民生活課消費生活安全係  
TEL: 058-272-8204 FAX: 058-278-2889  
E-mail: [c11261@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11261@pref.gifu.lg.jp)  
※メールの件名は「消費生活安定審議会(応募/問合せ)」としてください。